

(案)

横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準

(目的)

- 1 本基準は、神奈川県漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第1号（令和8年4月3日公告）において、委員会が公益上必要と認めた場合の基準について必要な事項を定める。

(承認)

- 2 横浜市金沢区白帆地先の金沢地区浅場における水産動植物の採捕禁止区域から、水産動植物を持ち出す場合は、事前に委員会の承認を得なければならない。

(基準)

- 3 委員会は、2の承認をする場合は、営利を目的とせず、公益上必要と認められる次の基準によるものとする。
 - (1) 試験研究機関が、試験研究目的で採捕する場合
 - (2) 教育機関が、試験研究または教育目的で採捕する場合
 - (3) 非営利法人等が、試験研究目的で採捕する場合

(承認申請)

- 4 2の承認を受けようとする者は、様式1により委員会に申請しなければならない。

(承認書)

- 5 委員会は、4の申請を受けたとき、その申請が3の基準に適合すると認められる場合は、様式2により承認書を当該申請者に交付するものとする。

(附則)

本基準は、令和8年4月28日から施行する。

(様式1)

横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」に
おける水産動植物の採捕に係る承認申請書

年 月 日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

申請者 住 所

名 称

連絡先
(電話)

横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕について、神奈川県漁業調整委員会指示に基づき承認を受けたいので、横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準4の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 目 的

2 区 域 (図を添付すること)

3 採捕する水産動植物の種類及び数量等

4 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

5 使用する漁具等

6 従事する者の住所及び氏名

(様式2)

漁調委第	号
横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」 における水産動植物の採捕に係る承認書	
住所 氏名又は名称及び代表者名	
年 月 日付けで申請があった横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕については、神奈川県漁業調整委員会指示第 号（ 年 月 日公告）に基づき、次のとおり承認します。	
1 目的	
2 区域（別紙のとおり）	
3 採捕する水産動植物の種類及び数量等	
4 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで	
5 使用する漁具等	
6 従事する者の住所及び氏名	
7 制限又は条件 (1) 採捕終了後は、承認書を返納し、結果の概要を報告すること。	
年 月 日	
神奈川県漁業調整委員会会長	
印	